

特集

# 洪水常習地帯における防災集団移 転促進事業の導入プロセスにおけ る制度面の課題と実態

荒木 笙子<sup>1</sup>・白石レイ<sup>2</sup>・大津山堅介<sup>3</sup>

## Institutional Problems and Actual Conditions in the Introduction Process of Group Relocation Promotion Projects in Flood-Prone Areas

Shoko ARAKI<sup>1</sup>, Rei SHIRAIISHI<sup>2</sup> and Kensuke OTSUYAMA<sup>3</sup>

### Abstract

This paper focuses on three cases (Misato Town, Gotsu City and Daisen City) of “pre-disaster relocation,” which is a recently implemented project to promote group relocation for disaster prevention before the loss of residences. The purpose of this paper was to determine whether sustainable relocation has been achieved, and to obtain suggestions for preventive relocation before the disaster. The degree of consideration for the financial burden of the implementation of preventive relocation projects differs from municipality to municipality, and in some cases, the decision on the relocation destination is made through consolidation, while in other cases, the relocation destination remains in the original village, so that sustainability remains an issue. In addition, some communities may be fragmented during the implementation process, which may be due to the difference between the number of households required and the extent of actual damage. In the future, it is necessary to consider a framework that incorporates the merits of individual relocation while adding long-term management and a wide-area perspective, rather than sticking to the framework of group relocation promotion project.

キーワード：防災集団移転促進事業、事前移転、洪水常習地帯、流域治水

Key words: group relocation promotion project, pre-disaster relocation, flooded areas, river basin flood control

<sup>1</sup> 岩手大学農学部  
Faculty of Agriculture, Iwate University

<sup>2</sup> 山口大学大学院創成科学研究科  
Graduate School of Sciences and Technology for Innovation,  
Yamaguchi University

<sup>3</sup> 東京大学先端科学技術研究センター  
Research Center for Advanced Science and Technology,  
The University of Tokyo

## 1. はじめに

### 1.1 流域治水対策における集団移転の位置付け

近年気候変動に伴い、各地で豪雨等による水害や土砂災害が頻発化・激甚化している。こうした状況を踏まえ、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」が諮問され、2020年7月に答申が取りまとめられた。この答申を踏まえて、防災・減災が主流となる社会を目指して、堤防整備、ダム建設・再生などの対策を加速するとともに、流域全体で関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」の考え方が推奨されることとなった。

流域治水の施策は以下の3種類が定義されている<sup>1)</sup>；①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策：集水域における雨水貯留機能拡大や河川区域における流水貯留など、②被害対象を減少させるための対策：氾濫域における住まいの誘導や浸水範囲を減らすための堤防整備など、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策：避難体制の強化などである。

本研究では、このうち②被害対象を減少させるための対策に位置付けられている、既存の住居に移転を促す施策として「住居の集団移転」を扱う。

### 1.2 集団移転事業の既往研究

「住居の集団移転」には「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（以下、防集法）」を根拠法とした、防災集団移転促進（以下、防集）事業の活用が位置づけられている。

防集事業は1972年に創設された事業であり、居住に適当でない区域（自然災害が発生した、または災害の恐れのある区域）からの、住居の集団的な移転を促進することを目的としている。住宅団地整備や住居移転、移転元地の買い取りを行う市町村に対して、事業費の一部を負担するという事業である。創設の契機は、高度経済成長期の大都市の過密問題に関連した農山漁村地域の過疎という課題と、1961年の三六災害、1972年の昭和47年7月豪雨など、豪雨による土砂災害が多発したこ

とであり、「魅力あるまちづくり」を目指すことが当初理念であった<sup>2)</sup>。当初事例は土砂災害がほとんどであったことから、移転元地の山間部の過疎地域から、移転先として都市部にあたる平地へ移転する事例が多く見られた。現行の防集事業は基本的に市町村が実施主体であるため、移転先は同一市町村内である。一方で、立法前の三六災害後の集団移転は県が実施主体であったため、市町村外への移転も可能であり自由度が高かったと言える<sup>3)</sup>。更に職業斡旋などの生活再建支援も充実していた。

2011年3月に発生した東日本大震災後には、復興交付金を用いた国庫補助率100%という特例的な防集事業が実施された。基本的には津波被災地から高台や内陸への移転となったため、移転元地が低平地、移転先が高台となり、それまでの土砂災害後とは異なる移転スタイル、空間変容となった。その後2020年から防集事業の要件緩和が進み、戸数要件が10戸から5戸へ緩和されたほか、住宅を失う事前の移転に対しても防集事業を適用できるように制度が変更となった。この結果、2020年以降の防集事業4事例については、事前・事後を含めてすべて洪水を理由に実施されている。

水谷（1982）は防集事業の初期事例を調査した結果、予防的移転と復旧的移転の両方が実施されていたことを明らかにした。さらに、移転した住民に対する調査から、防集事業遂行の要因は住民の危機意識の高さとリーダーの存在にあると指摘している<sup>4)</sup>。これまで実施されてきた事後防集事業の研究は新潟県中越地震や東日本大震災後の研究が中心であるが、防集事業の効果として、満足度の高さに貢献する要素の検証（移転先地と元地の距離や、身近な住環境など）、従前コミュニティの維持状況などが着目点であった<sup>5-7)</sup>。一方で防集事業のプロセスにおける課題としては、長期化する事業の中で住民の意向変化への対応が必要となることが指摘されている<sup>8)</sup>。また移転先・元地について、移転先については高齢化が進む中での移転先団地の将来的な持続性、移転元地についても買い取った土地の利活用の困難さなどが指摘されている<sup>9)</sup>。

また防集事業を用いず、町の単費による支援のみで自主的に集団移転を実施した事例では、既存の防集事業と比較して必要な支援内容のみを柔軟に選択できることから、長期的に町と住民にとって負担の少ない移転事業が可能となること、また住民と行政の円滑なコミュニケーションにより、早期に満足度の高い移転が可能となったこと、さらに移転前に別のコミュニティであった住民同士が同一移転先団地に居住した場合でもコミュニティに特段の問題はないことが明らかにされている<sup>10)</sup>。

集団以外の移転手法については個別移転の手法があり、流域治水施策集においては、がけ地近接等危険住宅移転（以下、がけ近）事業が紹介されている<sup>11)</sup>。個別移転については、個人情報保護の観点から既往研究が少なく、東日本大震災後に自主的に移転再建を行なった住民に対する調査からは早期の再建が可能であったこと<sup>12)</sup>や、既存ストックを活用して移転できた世帯の存在<sup>12)</sup>が明らかにされている。

### 1.3 本稿の目的

本稿では事業の要件緩和後、「事前防集事業」として実施された3事例を対象とする。創設初期の防集事業は、「集落の全住民を短期間で安全な場所に効率的に移転させる」という合理性が最優先の事業であった<sup>2)</sup>。しかしその後の阪神淡路大震災などの大災害を経て「地域コミュニティ」に着目されるようになった。2004年の新潟県中越地震後からは地域コミュニティに配慮する形での移転手法に着目されるようになった。防集事業は過大であり、合理性よりも住民コミュニティが優先されているのではないかという仮説をもとに、防集事業実施前後の空間変容や実施プロセス、コミュニティの観点からの分析を踏まえて、行政の視点で安全で持続可能で合理的な移転が達成できたかどうか検証すること、さらに従前の住宅が残っている段階（事前）からの移転であることから、被災前の移転事業に向けた示唆を得ることを目的とする。

なお2024年1月に発生した令和6年能登半島地

震の被災地や、各地の豪雨被災地においても、集団移転の要望が出された集落が存在し、一部で協議が進むが、実施に踏み切れていない現状がある。事業実施を阻む要因として大きなものは、戸数要件と合意形成の困難さであるが、これについては合理性よりもコミュニティを優先しているためであると考えられる。本稿では、防集事業の防集以外の事業を用いた移転の可能性についても合わせて考えたい。

### 1.4 対象と方法

本稿では、防集事業の要件緩和後、事前防集事業として実施された3事例として、島根県美郷町港地区、島根県江津市長良地区、秋田県大仙市物渡台地区を対象とする。いずれも都市計画区域外または非線引き白地地域に位置するいわゆる「郊外部」からの移転であり、洪水常習地域にあたる。

研究の方法としては、現地調査、文献調査、行政へのヒアリング調査、また美郷町と江津市については住民に対するヒアリング調査を実施した<sup>11)</sup>。

## 2. 防集事業の概要

### 2.1 事業要件の拡充

表1に、防集事業の国庫補助対象カテゴリと、比較のために東日本大震災後に復興交付金を用いて実施された防集事業の補助対象カテゴリを並べて示した<sup>9,13,14)</sup>。防集事業は東日本大震災後の復興交付金に伴う事業導入時に拡充した要件や、事前移転の促進などのニーズを踏まえて、2020年度から順次要件を拡大している。これに加えて、2024年度には津波避難対策特別強化地域における小規模かつ段階的移転についても対象としている。

### 2.2 実施実態

図1に、防集事業の年別実施件数を示した<sup>4,15,16)</sup>。東日本大震災後の津波を契機とした移転件数については除いている。防集法制定後、1970年代から80年代の移転事例が多く、その後は大規模災害発生時、噴火については有珠山噴火(1977年、2001年発生)や三宅島噴火(1983年)、また1993年の北海道南西沖地震に伴う津波、そして2004年の新潟

表1 防集事業の概要と補助対象

		防集事業の国庫補助対象カテゴリ	東日本大震災後の復興交付金による防集事業の国庫補助対象カテゴリ
事業要件	施行者	市町村 都道府県、都市再生機構（2021年度拡充）	市町村または都道府県
	移転元地（移転促進区域）	自然災害が発生した地域又は災害の恐れのある区域* *災害危険区域、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域（2021年度拡充）	災害危険区域（津波）指定区域
	移転先住宅団地	5戸以上かつ移転戸数の半数以上 （2020年度に10戸から5戸へ拡充）	5戸以上かつ移転戸数の半数以上 後者については事情がある場合は緩和
補助対象経費	① 住宅団地の用地取得及び造成	・市町村が用地取得（1㎡最大1.9万円≒1坪最大6.27万円＋不足分は市町村が補う） ・1戸100坪が基準 ・要配慮者施設に係る土地整備（2021年度拡充）	・公益的施設も補助対象 ・算定式の補助基本額に一律23,980円を加える
	② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助	・住宅ローンの利子補給（1戸最大421万円）	変更なし
	③ 住宅団地に係る公共施設の整備	・道路、公園、集会所等が整備可能 ・最大408万円×入居戸数	変更なし
	④ 移転元地の土地の買取・建物の補償	・移転促進区域内の全ての宅地買取 ・事後移転の場合、限度額なし	変更なし（ただし、必ずしも農地等を買取る必要はない）
	⑤ 農業機械等を保管する共同倉庫等の整備	・農家が移転する場合（1戸最大61.6万円）	変更なし
	⑥ 移転者の住居の移転に対する補助	・動産移転料・移転雑費・仮住居費用・家屋除却費用・離農に伴う費用 ・1戸最大97.5万円（離農の場合最大132.5万円）	変更なし
	⑦ 事業計画等の策定に必要な経費（補助率1/2）	・合意形成、鑑定評価にかかる費用（限度額なし） （2020年度拡充）	事業計画等の策定に要する経費
補助率など		・補助率は上記経費の3/4（国庫補助金） →国庫補助率合計94.25%、地方負担分5.75% ・①～⑦の合計に合算限度額あり、①②③⑤⑥に個別限度額あり、事前移転の場合は合算限度額を設定せず④に個別限度額を設定	・補助率は上記経費の7/8を復興交付金、残りを地方交付税加算や復興特別交付税 →国が全額補助 ・効果促進事業として関連事業を補助

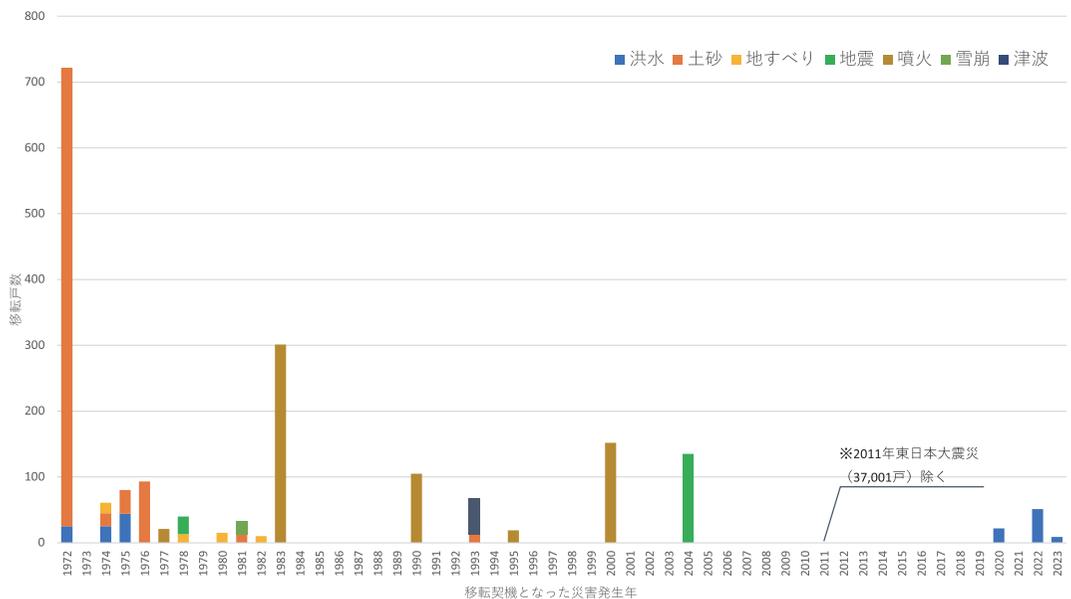


図1 防集事業の実施件数



図2 集団移転の定義

県中越地震に伴う移転事例がある。一方で導入数自体は減少しており、東日本大震災後の制度改正以降、南海トラフ地震などの津波に伴う事前移転の機運が高まったことから、制度自体の要件を徐々に緩和し、より使われやすい制度となっている。その結果、2020年以降から事前、事後問わずに導入事例が発生するようになった。導入の契機となった災害はすべて洪水であった。

ここで国土交通省が定義する「事前防集」の定義を確認するため、図2に移転パターンを示す。①東日本大震災後までに実施されてきた通常の防集事業は、災害発生後の事後的な集団移転であり、被害を受けて住宅が失われていることが要件である。

②「事前防集」は、被災の有無によらず住宅が失われていないことが要件であり、2020年の改正により移転前の住宅に対しても保障することが定められたことから導入された。被害の事前ではなく、住宅が失われる事前であることに留意されたい。実際に本稿で扱う事例は全てこの「事前防集」であるが、全地区が洪水常習地帯であり繰り返しの被害を受けている。

一方で国土交通省が導入を目指しているのは③津波のような低頻度大規模災害に対する予防的な移転であり、被災してないが災害リスクの高い地域において、住宅が存在している状態で実施する

集団移転であり、「事前移転」と表記されることが多い。これについては住宅移転の事例は見られず、消防施設や自治体市庁舎など公共施設のみの移転に留まる<sup>17)</sup>。

### 3. 近年の事前防集事例

#### 3.1 対象事例の概要と移転プロセス

表2に対象事例の概要を示す。まず対象とする3市町について、島根県美郷町は全域が都市計画区域外、島根県江津市と秋田県大仙市は非線引き都市計画区域である。いずれも都市計画の観点からは規制が緩い場所に立地している。美郷町と江津市は江の川流域、大仙市は雄物川流域に位置している。いずれも流域治水プロジェクトに位置付けられていることから、事前防集事業の対象となった。複数回の洪水被害を受けていることが、移転の直接的な契機となった。事業の経緯について、美郷町と大仙市においては住民が行政に要望書を提出したところから事業が開始した。現在、最も進捗が早いのが美郷町であり、移転先団地にて新規住宅の工事中の段階である。大仙市についても、移転先の工事が進んでいる。江津市では、流域治水に対する取り組みの一環の中で、住民に対するアンケート調査と住民説明会を開催した上で、長良地区における防集事業の実施を決定した。現在は移転元地の補償や移転先地の造成工事な

表2 対象事例の概要

		鳥根県美郷町	鳥根県江津市	秋田県大仙市
市町情報	人口	4,712人	22,959人	73,735人
	都市計画	全域都市計画区域外	非線引き都市計画区域	非線引き都市計画区域
事業の基本情報	移転元地区名	港地区	長良地区	物渡台地区
	対象戸数	5戸	20戸(22戸)	9戸(※8戸)
	災害危険区域移転元地	災害危険区域指定(浸水想定, HWL 43.07m)(2022年3月指定)	災害危険区域(洪水浸水想定区域): 17戸(2023年12月指定) 土砂災害特別警戒区域: 3戸	災害危険区域指定(浸水想定, HWLより低い範囲で2017年7月に浸水・孤立)(2023年3月指定)
	被災履歴	昭和47年7月豪雨(1947年) 昭和58年7月豪雨(1983年) 平成30年7月豪雨(2018年) 令和2年7月豪雨(2020年) = 西日本豪雨	昭和47年7月豪雨(1947年) 昭和58年7月豪雨(1983年) 平成30年7月豪雨(2018年) 令和2年7月豪雨(2020年) = 西日本豪雨	昭和62(1987)年8月 平成23(2011)年6月 平成29(2017)年7月 = 東北豪雨
	組み合わせた事業	・3戸: 国の個別移転補償(河川事業) ・2戸: 県道別府川本線改良事業(道路移転)	なし	なし
	事業進捗状況	2020年7月: 住民が集団移転の要望書提出 2022年3月: 事業認可 2023年4月: 移転先造成工事着工 2024年12月: 移転完了予定	2020年11月: 市が住民に対してアンケート実施 2021年2月: 住民説明会開催 2021年4月: 要望書提出 2024年3月: 事業認可 2024年度中: 移転元地の補償, 移転先地の用地取得, 造成工事着工	2017年12月: 住民が要望書提出 2020年度: 建物調査, 土地探し 2023年6月: 事業認可 2024年3月まで: 移転先宅地造成着工, インフラ整備

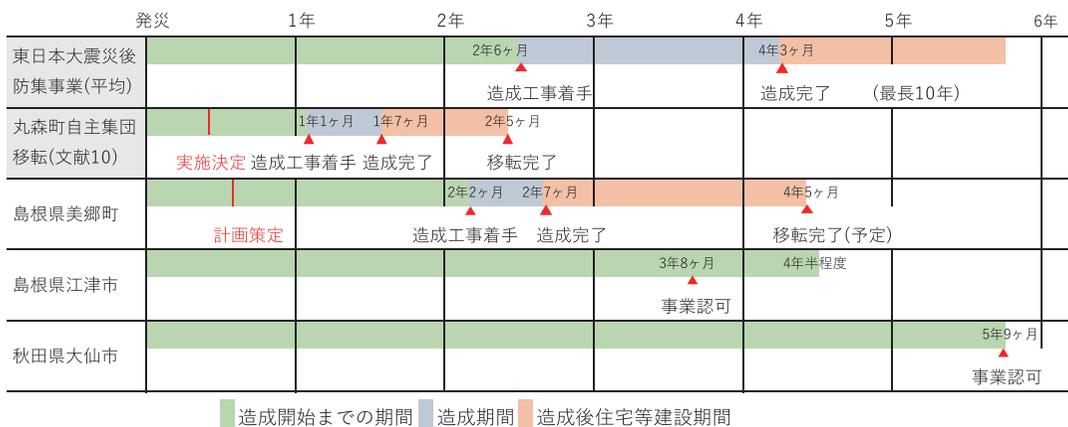


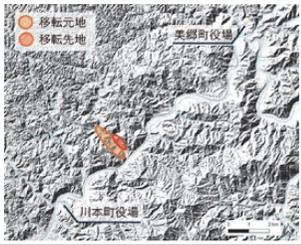
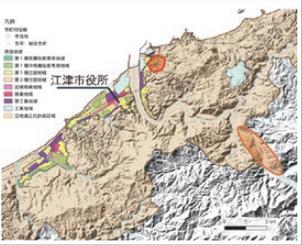
図3 造成にかかる時間の比較

どが進められている段階である。美郷町では家屋補償に対する金銭的負担が大きい為、移転元地の買取に際して、河川事業や道路事業を併用することで対応している。

図3には事業の所要時間(途中まで)を示す。美郷町では2020年7月に豪雨により被災後、2023

年4月までに着工(2年9ヶ月後)、2024年12月までに移転完了予定(4年5ヶ月後)である。大仙市は2017年7月の被災後、2024年3月までに着工(6年8ヶ月後)である。江津市については、2020年7月の被災後、2024年度中に着工(約4年後)となっており、被災後から移転までに時間は

表3 対象事例の移転元地・先地

	鳥根県美郷町	鳥根県江津市	秋田県大仙市
移転先・元地			
移転元～先地の距離と概要	60～600 m 移転元地（都市計画区域外） →移転先地（都市計画区域外）	6～8 km 移転元地（都市計画区域外） →移転先地（用途地域・立適居住誘導区域内）	4 km 移転元地（都市計画区域外） →移転先地（用途地域内）

かかっているが、事後防集と異なり仮設住宅ではなく従前の住宅に居住を継続できる点が大きく異なる。一方、既往研究で示されている、防集事業を検討したが導入せず自主的な集団移転を実施した宮城県丸森町の事例では、発災から造成工事着工までに1年1ヶ月、移転完了まで2年5ヶ月という短期間で事業が進行しており、防集事業の導入に当たっては初動期に認可や住民の合意形成、国と市町のやりとりなどに時間を要することが明らかとなった。

### 3.2 対象事例の空間変容

表3に対象事例の移転元地と移転先地の位置関係を示す<sup>18)</sup>。美郷町が最も元地と先地の距離が近く、同一地区内での高台移転である。移転元地は全域浸水想定災害危険区域に指定され、農地と集会所が元地に残存している。移転先団地の土地は全て貸付で、住民5世帯が自力再建で住宅を建設し、移転する。町全域が都市計画区域外である。

江津市は移転元地が流域に点在している。移転元地は浸水想定にかかる災害危険区域と、土砂災害特別警戒区域に指定されており、住宅撤去後も農地と事業所が残存する。移転先は市が決定した公営住宅跡地であり、元地から最大8km離れている。用途地域と立適の居住誘導区域内に位置するが、市役所などが集積する市の中心部からは川を挟んで離れた場所に位置する。また移転先地には土砂災害警戒区域が指定されているが、宅地の

造成は警戒区域を避ける形で計画された。移転先団地には22戸中12戸が移転し（世帯分離を含めて22戸と数える）、そのうち7戸が自力再建、5戸が公的住宅への入居となる。自分で移転先を探す団地外移転世帯は10戸である。これについては、自治会長はじめ経済力のある住民が団地外で自力再建を行う傾向にあり、住民らの金銭面の不均衡が発生しているとも言える。

大仙市は都市計画区域外の移転元地から、JR鉄道駅前の用途地域内へ移転した事例である。移転先地は、市が移転元地から近い10km以内という場所で探していた中で、結果的に住民からの提案地への移転となった。移転先は従前、民有地と国有地であったが、市が確保後、移転者へ分譲された。移転戸数は9戸で、うち7戸が隣接する新設2団地へ移転、1戸は子との同居、1戸は事業認可後に死亡した。

美郷町の事例は同一地区内で環境を変えずに移転した事例、江津市はやや市街地部へ集約された事例、大仙市は市街地へ集約された事例と言える。移転先の選択手法としては、自治体が選定する場合の方が、集約が可能になると考えられるが、住民が希望する土地の方が移転元地の近くでの再建も可能になると言えるが、江津市のように移転戸数が多くなるほど移転先にさまざまな選択肢が生じる。また江津市は全世帯が浸水想定区域ではなく、一部は土砂災害特別警戒に属しており、直接的な浸水被害は受けていない世帯が混在している。

### 3.3 対象事例のコミュニティ

対象事例において、移転元地の世帯は3事例とも、古くからの知人同士または親戚同士というコミュニティであった。江津市の事例では、22戸中12戸が団地へ入居し、残り10戸は個別移転となった。住民に対する聞き取り調査によると、「移転世帯の半数以上が団地入居」という要件を満たすために、個別移転をする世帯が、団地入居する世帯に対して半数以上の規定を満たすように持ちかけるなどの行動が見られており、ある意味で団地入居者と団地外入居者の間に分断を生み出したとも言える。一方で元のコミュニティを受け継ぐことに重点を置かず、安全で合理的な移転が達成できたとも言える。美郷町では自治会長が、大仙市は全戸が親戚関係にあることから本家が取りまとめを行い、円滑に住民同士の調整が進められた。

## 4. まとめ

### 4.1 3事例を通じた考察

本稿では防集事業の要件緩和後、事前防集事業として移転が実施された、美郷町、江津市、大仙市の3事例を対象に、防集事業は過大で、合理性よりも住民コミュニティが優先されているのではないかという仮説をもとに、安全で合理的な移転が実現できているか、また被災前の予防的移転に向けた示唆を得ることを目的とした。

防集事業自体の実施について、美郷町は道路事業と河川事業を組み合わせ実施しており、住民の費用負担はあるが、町は移転に必要な事業費用の確保のために、複数事業を組み合わせ金銭面での工夫を行っていた。一方で移転戸数が最多の江津市においては、住民の金銭面での不均衡が解消されないまま事業が進められた。経済力のある住民は団地外へ移転し、自力再建が難しいが移転先団地に入居する世帯に対しては公的住宅が整備されたが、公営住宅とは異なり家賃が発生するため生活の維持が厳しいという意見も見られた。

防集事業実施前後の空間変容と実施プロセスについて、持続可能で合理性が高い移転としては市街地部へ集約できたという意味で、大仙市が該当する。一方で中心部へ居住を誘導することは重要

であるが、例えば美郷町のように町域全域が都市計画区域外である場合、さらに美郷町港地区は隣町中心部が生活圏であるため、防集事業は同一市町村内での移転に限られるが、今後は広域での移転という観点も有効となる可能性もある。また全体として、移転の開始までの調整に対して多大な時間を要している傾向が課題であるといえる。

コミュニティの観点では、特に5戸で移転した美郷町は自治会長が、9戸で移転した大仙市は本家の住民が、それぞれリーダーシップを発揮し、住民を取りまとめて調整を行った。江津市は22戸と戸数が多く、また団地外へ移転する世帯も発生していた。事前防集事業は被害を受ける事前ではなく、住宅を失う事前に実施される防集事業である。3事例とも洪水常習地帯ではあるが、美郷町と大仙市は全戸が浸水被害を数回受けている一方で、江津市の場合は被害が少なかった住宅の予防的移転も含めた移転事業となっていた。江津市の一部でコミュニティの分断が発生したが、この要因としては、半数要件に伴う団地入居の有無と被害程度の差や戸数規模などが考えられる。

### 4.2 予防的移転に向けた提言

3事例を通じて、事前防集事業がスムーズに成立した要因としては、究極的には被害に遭うことが一番の契機であることが推察される。被害に遭う前の予防的な移転を促すためには、住民に対して移転することのメリットをより明確に示す必要があると考えられる。

防集事業は実施時点での支援は行われるものの、移転後の移転元地や移転先団地を管理するための支援等は存在しない。このため膨大な金額を用いて移転した場合でも、移転先地が集約されていない場合には過疎集落における空き家等の課題が発生し、さらに行政が買い取った低需要地の維持も課題となるだろう。

直近で発生した令和6年能登半島地震と令和6年9月能登半島豪雨の被災地においては、集団移転も検討されているが、平地に限られている地形条件からも、集団でのまとまった移転先が確保できない場合には広域において差し込み型での移転

先団地整備、さらには公営住宅へのグループ入居などの可能性が考えられる。また複数世帯が集まって効率的な移転を促進するために、防集事業よりも導入のハードルが低いグループ個別移転などの制度を開発できる可能性も考えられる。過疎化・高齢化が進む集落の中で、全戸で合意を形成し、移転先としてまとまった団地を大きく造成するよりは、長期的な視点で考えると防集事業の枠組みに沿った集団移転の実施よりも、より柔軟な個別の移転をベースとした枠組みの事業を考えていく必要がある。

### 補注

[1] ヒアリング調査は以下の通り実施した：美郷町住民（2023年7月、10月）、美郷町建設課（2023年7月）、江津市住民（2023年7月、10月、11月）、江津市都市計画課・国土交通省中国地方整備局（2023年11月）、大山市役所建設部道路河川課（2023年12月）

### 引用文献

- 1) 国土交通省ほか：流域治水施策集 水害対策編，2023
- 2) 荒木笙子・眞駟来美・木村侖皇・秋田典子：防災集団移転促進事業の創設経緯とその理念－当初事例である熊本県天草地域を事例として－，都市計画論文集，58 (3)，pp.819-826，2023
- 3) 眞駟来美・荒木笙子・木村侖皇・秋田典子：防災集団移転促進事業創設前の集団移住事業の導入経緯と実態に関する研究－長野県伊那谷地域を事例として－，都市計画論文集，58 (3)，pp.827-834，2023
- 4) 水谷武司：災害危険地集落の集団移転，国立防災科学技術センター研究報告，29，pp.19-37，1982
- 5) 石川永子・池田浩敬・澤田雅浩・中林一樹：被災者の住宅再建・生活回復から見た被災集落の集団移転の評価に関する研究新潟県中越地震における防災集団移転促進事業の事例を通して，都市計画論文集，43 (3)，pp.727-732，2008
- 6) 荒木笙子・秋田典子：東日本大震災後の防集団地居住世帯の居住地選択要因と満足度・復興の実感の傾向 宮城県石巻市雄勝地区を対象として，日本建築学会計画系論文集，86 (785)，pp.1925-1935，2021
- 7) 友淵貴之・槻橋修・山崎寿一：防災集団移転促進事業前後の生活環境から捉える居住地再編の影響（その1）：住環境・集落コミュニティ意識に着目して 宮城県気仙沼市唐桑町大沢地区を事例として，日本建築学会計画系論文集，87 (800)，pp.1933-1941，2022
- 8) 三宅諭：東日本大震災からの復興における移転先住宅地の計画変化に関する研究 岩手県沿岸の2市町を事例として，都市計画論文集，54 (3)，pp.1116-1122，2019
- 9) 福田健志：防災集団移転促進事業の現状と課題，レファレンス，国立国会図書館調査及び立法考査局編，64 (12)，pp.131-150，2014
- 10) 荒木笙子・半田一奎・柴山明寛・姥浦道生：自主集団移転の導入経緯と移転実態および住環境の評価に関する研究令和元年東日本台風後の宮城県丸森町を事例として，都市計画論文集，59 (3)，pp.1328-1335，2024
- 11) 近藤民代・柄谷友香：東日本大震災の被災市街地における自主住宅移転再建者の意思決定と再建行動に関する基礎的研究－岩手県および宮城県の沿岸9市町の新規着工戸建住宅を対象とした質問紙調査を通して－，日本建築学会計画系論文集，81 (719)，pp.117-124，2016
- 12) 矢ヶ崎大洋：東日本大震災の津波災害に伴う自主再建と新興住宅地の形成－宮城県気仙沼市東新城地区の事例－，人文地理，73 (4)，pp.467-484，2021
- 13) 国土交通省：防災集団移転促進事業の概要，2024
- 14) 国土交通省都市局都市安全課：防災移転まちづくりガイドンス，2024
- 15) 国土交通省：防災集団移転促進事業実施状況，2024
- 16) 国土交通省都市局都市安全課：防災集団移転促進事業の活用実績，2022年12月
- 17) 西田和樹ほか：南海トラフ巨大地震に備えた自治体の事前復興の取組み状況と地域差分析，土木学会論文集 F6 (安全問題)，78 (2)，pp.I\_33-I\_42，2022
- 18) 国土数値情報

(投稿受理：2024年11月26日)

## 要 旨

本稿では、防災集団移転促進（以下、防集）事業のうち、近年実施された住宅を失う前の移転である「事前防集」の3事例（島根県美郷町，島根県江津市，秋田県大仙市）を対象に，実施前後の空間変容や実施プロセス，コミュニティの観点からの分析を踏まえて，持続可能な移転が実現できているかどうか，さらに被災前の予防的移転に向けた示唆を得ることを目的とした。防集事業の実施は金銭面での負担への配慮度合いが自治体により異なること，また移転先の決定についても集約された場合と元の集落に留まる場合があり，持続可能性には課題が残る。さらに実施プロセスにおいてコミュニティの一部に分断が見られる場合があり，戸数要件と実被害の程度の差によるものと考えられる。今後は防集事業という枠組みにこだわらず，長期的な管理や広域的な視点を加えながら個別移転のメリットも取り入れながら枠組みを考える必要がある。